

## 名張市民の皆様へ

# 近隣の空き家に関するお困りごとはありませんか？

### 草木が繁茂

雑草や木が隣家や道路まで達している等

### 害虫・害獣が発生

アライグマの棲家になっている等

### 倒壊のおそれ

建物が傾いている、建物が腐朽している等

### 飛散のおそれ

トタン板、アンテナ、瓦が飛散しそう等



## 住宅室までご相談ください

### 0595-63-7740



### ご相談後の対応の流れ

#### 現地確認

調査員が現地を確認・現状写真を撮影します。  
※所有者の了承がないと敷地内には入れません。

#### 所有者、相続人等の確認

登記簿謄本や戸籍等照会により、所有者や相続人を確認します。



#### 所有者へ通知の発送

現状写真を添付し、状況を知らせるとともに是正を促すための通知（助言）を発送します。地域からの要望書を同封することも可能です。その場合はご連絡ください。



#### 改善されるまで 2か月ごとに現地確認、 所有者へ通知の発送

適切に対処されていない場合は必要に応じて所有者へ通知を発送します。通知の内容は指導、勧告とレベルアップした内容となります。法に基づく勧告を行った空家等については住宅用地の特例措置の対象外となり、固定資産税の優遇措置がなくなります。

## 情報提供いただくためのQ&A

**Q** 「空き家」の定義は？

**A** 「空き家」とは、居住その他の使用がなされていないことが状態である建物です。

**Q** 常態であるとは、どれくらいの期間？

**A** おおむね1年間とします。

**Q** 空き家期間が1年未満の建物は、情報提供の対象ではない？

**A** 1年未満であっても放置および老朽化を予防するため、今後の活用方針や意向確認の連絡を行います。情報提供をお願いいたします。

**Q** 通風など管理のためだけに訪れている場合、空き家となるの？

**A** 管理されていても使用はされていないため、空き家とします。ただし、盆暮れ、彼岸などで年に1、2度帰省したり、倉庫として荷物の出し入れをしているなどの目的をもって利用している場合は空き家ではありません。

**Q** 草木が繁茂とはどの程度？

**A** およそ草丈1m以上のものが対象となります。

**Q** 居住中の家屋や、空き地についてはどこに相談すればいい？

**A** 建物の状態がひどい場合、都市計画室へご相談ください。  
(都市計画室 建築開発担当 Tel 0595-63-7698)

空き地の草木が繁茂している場合、環境対策室へご相談ください。  
(環境対策室 Tel 0595-63-7492)